

【第2期】【第3期】【第4期】福岡県感染拡大防止協力金申請書

標記の協力金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請時の注意点

- ・【第1期】【第2期】【第3期】のいずれかの申請をされた方は記入項目や提出書類を省略の上申請が可能です。
※申請済みの店舗と今回申請する店舗が同じであること
- ・【第1期】【第2期】【第3期】のいずれかの申請をされた方で給付決定通知書(以下、決定通知とする。)が届いていないタイミングで省略申請をされた場合、IDを記入した申請の審査後に今回の申請の審査が行われます。
- ・省略申請をされた方がIDを記入した申請で不支給となった場合には、省略せずに再申請が必要となりますので、事務局から連絡します。

1.申請内容 ※申請する期に✓が漏れると協力金の交付が行なわれませんので注意して記入ください。すでに申請済みの期には✓を入れないでください。

今回申請を行う期だけに✓を入れてください。	第2期	取組内容	営業時間の短縮		<input type="checkbox"/>	もともと夜20時から、翌朝5時までの間に営業していましたが、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮(終日休業を含む)しました。	
			酒類提供時間の短縮		いずれかに✓	<input type="checkbox"/>	酒類を提供しており、提供時間を11時から19時まで(終日休業を含む)としました。
					<input type="checkbox"/>	酒を提供していません。	
		取組期間	<input type="checkbox"/>	上記の取組内容について、令和3年2月8日から2月28日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり126万円)			
			<input type="checkbox"/>	上記の取組内容について、令和3年2月9日から2月28日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり120万円)			
			<input type="checkbox"/>	上記の取組内容について、令和3年2月10日から2月28日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり114万円)			
			2月8日から要請に応じられなかった理由				
	第3期	取組内容	営業時間の短縮		<input type="checkbox"/>	もともと夜21時から、翌朝5時までの間に営業していましたが、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮(終日休業を含む)しました。	
			酒類提供時間の短縮		いずれかに✓	<input type="checkbox"/>	酒類を提供しており、提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分まで(終日休業を含む)としました。
					<input type="checkbox"/>	酒を提供していません。	
		取組期間	<input type="checkbox"/>	上記の取組内容について、令和3年3月1日から3月7日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり28万円)			
第4期	取組内容	営業時間の短縮		<input type="checkbox"/>	もともと夜21時から、翌朝5時までの間に営業していましたが、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮(終日休業を含む)しました。		
		酒類提供時間の短縮		いずれかに✓	<input type="checkbox"/>	酒類を提供しており、提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分まで(終日休業を含む)としました。	
				<input type="checkbox"/>	酒を提供していません。		
	取組期間	<input type="checkbox"/>	上記の取組内容について、令和3年3月8日から3月21日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり56万円)				
		<input type="checkbox"/>	上記の取組内容について、令和3年3月9日から3月21日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり52万円)				
		<input type="checkbox"/>	上記の取組内容について、令和3年3月10日から3月21日までの全ての期間、実施しました。(1店舗あたり48万円)				
		3月8日から要請に応じられなかった理由					

2.申請パターン

いずれかに✓	A	<ul style="list-style-type: none"> ・今回初めて申請される方 ・【第1期】【第2期】【第3期】のいずれかで申請をしているが、いずれの「審査完了ID」もしくは「受付ID」をご存知ない方 	入力項目	全項目を記入ください。裏面の「6.添付書類」ではAの列をご確認ください。	
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1期】【第2期】【第3期】のいずれかで申請をされて、すでに決定通知を受け取られている方 決定通知に記載の審査完了ID(6桁の数字)を下記に記入ください。 ※これから審査を受ける内容と同じ申請内容のIDを記入ください。 		★印の項目のみ記入ください。裏面の「6.添付書類」ではBの列をご確認ください。	
		審査完了ID			
		<ul style="list-style-type: none"> ・【第1期】【第2期】【第3期】のいずれかで電子申請をされて、まだ決定通知を受け取られていない方 受付完了メールに記載の受付ID(6桁の数字)を下記に記入ください。 ※これから審査を受ける内容と同じ申請内容のIDを記入ください。 			
受付ID					

3.申請者(事業主)

★	個人事業者の場合	(フリガナ) 事業主氏名		性別 (いずれかに○)	生年月日
		姓 ()	名 ()		
	法人の場合	企業名		代表者氏名	
		法人番号			

★	郵便番号	〒 -	電話番号	-	-
	住所				
	(フリガナ) 担当者氏名	()	担当者連絡先	-	-

4. 要請に応じた店舗情報

(フリガナ) 店舗名称	()
所在地	
★ 営業許可の文書番号	営業の種類

5. 振込先

→銀行の場合	口座名義(カナ)																		
	金融機関名	支店名	口座番号	普通・当座															
→ゆうちょ銀行の場合	口座名義(カナ)																		
	通帳の記号	通帳の番号(右詰め)	1	0	-														

6. 添付書類 ※申請前の確認にお使い下さい

★	書類(写し)	申請者確認				備考
		個人事業者		法人		
		A	B	A	B	
①	【第1期】【第2期】【第3期】いずれかの給付決定通知の写し ※お持ちの方のみ		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	【第1期】(1月16日～2月7日実施分) 又は【第2期】(2月8日～2月28日実施分) 又は【第3期】(3月1日～3月7日実施分) 決定通知の写し ※不支給決定通知書の写しは利用できません。
②	申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③	誓約書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	代表者職・氏名欄は法人の代表者又は個人事業主の方が自署してください。
④	本人確認書類の写し(事業主)	<input type="checkbox"/>	再提出省略			※氏名、生年月日、住所が分かる箇所を提出してください。 ※本籍地や個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は黒塗りしてください。 <本人確認書類の例> ・運転免許証 ・個人番号カード ※個人番号カードの写しは必ず「おもて面のみ」を提出してください。 ・健康保険証 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ※1 ※1 在留資格が特別永住者のものに限ります。
⑤	通帳の写し	<input type="checkbox"/>	再提出省略	<input type="checkbox"/>	再提出省略	振込希望口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できる通帳のページの写しを提出してください。 ※振込口座の名義について ・個人事業者の場合は代表者個人の名義としてください。 ・法人の場合は、法人名義としてください。
⑥	確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>	再提出省略	<input type="checkbox"/>	再提出省略	●法人の場合 「法人税確定申告書別表一(一)」(税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの)の写しを提出してください。 (お手元にある最新の事業年度分) ●個人事業者の場合 「確定申告書B第一表」(税務署の収受印又は税理士の証明印が有るもの)の写しを提出してください。 (令和元年度、令和2年度どちらでもよい) ※個人番号(マイナンバー)が記載されている箇所を黒塗りしてください。 ※電子申告(e-TAX)の場合は、「受信通知(メール詳細)」と上記確定申告書の写しを提出してください。 なお、確定申告書の上部に「受付日時」、「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要です。 <確定申告書の写し提出できない場合> 直近3カ月の売上帳の写しを提出してください。 <新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合> 次のいずれかの書類を提出してください。 ・「法人設立届出書」の写し ・「開業届」の写し ・直近3カ月の売上帳の写し
⑦	店舗の写真	<input type="checkbox"/>	再提出省略	<input type="checkbox"/>	再提出省略	店舗名や飲食スペース等が分かるような、店舗の写真を提出してください。 ※店舗の種類により、写真の撮り方が異なります。撮影の際は、必ず別添のご案内をご確認ください。
⑧	飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の写しを提出してください。 そのほか、風営法上の営業許可証など、営業に必要な許認可を取得している場合は、その写しを提出してください。 ※要請に応じた期間の途中で許可証が変わった場合、新旧2枚を提出してください。 ※やむを得ない理由により営業許可証の名義が申請者と一致していない場合や、営業許可証の許可日が、要請への対応を開始した日より後になった場合 「理由書(様式第4号)」に記入し、提出してください。
⑨	営業時間短縮(休業を含む)の状況が分かる書類の写し又は写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	営業時間短縮(休業を含む)を行っていたことが分かる書類の写し又は写真を提出してください。 (例) 変更前後の営業時間を確認できるホームページや店内ポスター、チラシなど ※ポスターを張り替えた場合など、1枚の写真では申請する要請に応じた全期間の日付が確認できない場合は、2枚目、3枚目をご提出ください。 ※従前の営業時間がわかる書類も必要です。(張り紙に記載していれば不要)
⑩	酒類の提供時間が分かる書類の写し又は写真 ※該当する店舗のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【第2期】は酒類の提供時間を11時から19時まで、【第3期】【第4期】は酒類の提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分までとされていたことが分かる書類の写し又は写真を提出してください。 (例) 酒類の提供時間が19時までであることを知らせる店内ポスター、メニュー、チラシなど ※ポスターを張り替えた場合など、1枚の写真では申請する要請に応じた全期間の日付が確認できない場合は、2枚目、3枚目をご提出ください。
⑪	役員名簿(様式第3号)			<input type="checkbox"/>	再提出省略	「役員名簿(様式第3号)」に記入し、提出してください。
⑫	理由書(様式第4号) ※該当する店舗のみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	やむを得ない理由により営業許可証の名義が申請者と一致していない場合 やむを得ない理由により営業許可証の許可日が、要請への対応を開始した日より後になった場合 記入し、提出してください。(※不要の場合は提出の必要はありません。)